

## 豊中市立図書館資料収集方針

### (趣旨)

第1条 この方針は、図書館規則第10条に基づき、豊中市立図書館における資料の収集に関する必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 収集の基本方針は、次のとおりとする。

図書館は資料提供を通じて国民の知る自由を保障する機関であり、地域社会の共同財産である。

豊中市立図書館は、市民の知的自由を保障するとともに、人間的・文化的教養の醸成を支え、課題解決に資することを目的として、自らの責任において資料の収集・選択を行う。

収集・選択の基本方針は次のとおりとする。

(1) 生涯学習を支えるため市民の要望及び社会の動向に配慮し、教養・調査研究・レクリエーション・ビジネス・日常の生活に役立つ資料を収集する。学術書および高度な専門書については、利用頻度を考慮し、慎重に収集する。

(2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。これは個々の資料自体の中立性を問うのではなく、多様な観点の資料を収集することによって蔵書全体の中立性・公平性をめざすということである。また、図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。

(3) 資料の収集にあたっては、大阪府立図書館をはじめ大阪府内の公立図書館や大学図書館、その他の類縁機関との連携や協力に努める。

(4) 出版社・出版状況の調査、蔵書の状況および利用状況の把握、市民ニーズの予測をしつつ収集の検討をおこなう。

(5) リクエスト等により市民から寄せられた要望や意見を資料収集に生かすように努める。

(6) 資料の収集にあたって、以下の資料の取り扱いについては、慎重に検討する。

①人権を侵害するおそれのあるもの。

②明らかに間違った内容を記載してあるもの。

### (資料選択の方法)

第3条 資料選択の方法は、この方針に基づき図書館職員で構成する選書委員会が、現物資料及び出版情報等により選択し、岡町図書館長が決定するものとする。委員会については別途定める。

### (収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1) 一般図書

(2) 児童図書・児童図書研究資料

(3) ヤングアダルト用図書

(4) マンガ

(5) 参考図書（事典・辞典・年鑑・白書等）

(6) 地域資料（郷土資料・行政資料）

(7) 逐次刊行物(新聞・雑誌等)

- (8) 図書館利用に障害のある人のための資料
- (9) 視聴覚資料
- (10) 特別コレクション
- (11) その他(新しいメディア資料・多文化資料等)

ただし、以下のものについては、特に留意する。

- ・書込み、切り取り又は組み立てを目的として作られた図書及び著しく破損・散逸しやすい図書、学習参考書・問題集の類は、原則として収集しない。
- ・自費出版物については、慎重に検討する。

(重点的に収集する資料)

第5条 豊中市立図書館は今日的課題に応えるため、以下の資料を重点的に収集する。

(1) 市民の疑問や調査研究に応えるための資料

市民が社会生活の中で抱く様々な疑問の解決や調査研究に役立つ資料・情報を収集する。

また、ビジネスでの活用と就職・転職や起業等に役立つ資料・情報を収集する。

最新の情報が提供できるよう、オンラインデータベース等の新しいメディアにも留意する。

(2) 子どもたちを育むための資料

「豊中市子ども読書活動推進計画」に基づき、未来を担う心豊かな子どもを育むべく、子どもが本の楽しさに出会い、自ら考え学ぶ力を養うための児童図書を充実する。また、児童図書研究資料等を収集することにより、子どもの読書活動を支える人材を支援する。ヤングアダルトに対しては、読書の楽しさを伝え、広い視野と豊かな感性を育てる

資料と共に、親しみやすい資料の収集に努める。

(3) 市民が主体となったまちづくりを進めるために役立つ資料郷土資料・行政資料を収集し、地域文化的継承および新しい豊中の文化の創造に役立てる。また、市民が主体となったまちづくりや市民と行政との協働事業の推進に寄与する。

(4) 一般資料を利用することが困難な人のための資料

一般資料を利用することが困難な市民に対して、大活字本・録音図書・点字図書・布の絵本等を収集する。

(寄贈資料等の収集)

第6条 寄贈資料の受入は、この方針に基づき、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測などを考慮して決定する。

(選書基準)

第7条 選書基準は別に定める。

(その他)

第8条

- (1) この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、岡町図書館長が別に定める。
- (2) この方針は継続的に検討し、改訂していくものとする。

附則

(施行期日)

この方針は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。